

インドネシア経済回廊計画と土地紛争

中島, 成久 / Nakashima, Narihisa

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

2014-04

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010075>

インドネシア経済回廊計画と土地紛争

中島成久

NAKASHIMA Narihisa

近年のインドネシア経済の好調さを受け、インドネシア政府は全インドネシアに6つの経済回廊を設定した。資本、土地、資源、人材などを効率的に結びつけ、2025年には世界12位の経済規模に発展させることを目指している。インドネシア版高度経済成長計画であるこの構想は新自由主義的な開発計画であり、地域社会に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。

今後の研究調査の指針を得るため、2012年夏、エネルギー（石炭、アブラヤシ）と食糧生産（アブラヤシ）事業を中心とするスマトラ経済回廊のなかのメダン市とその近郊のセイ・マンケ経済特区を訪れ、予備調査を行った。

1 インドネシア経済回廊計画

インドネシア経済回廊計画のモデルの一つが、大メコン（GMS）経済回廊計画である。河川と山脈で分断され、戦乱の絶えなかったこの地域を共通の経済圏とする構想が1992年生まれた。アジア開発銀行を中心に資本投下が行われた結果、道路網は整備され、大きな可能性のある経済圏として動き出している。¹しかし、JETROやアジア経済研究所などの報告を読む限り、巨大な経済圏の確立というプラスの評価だけが先行し、その負の部分についての研究は多くはない。

そうしたなか、2011年立命館大学に提出された Bonnano, Gianluca 氏の学位論文 *Proliferation of Trans-Boundary Issues in the Making of the Grater Mekong Sub-region* は、GMS 経済圏の確立に伴う負の側面を詳

細に分析した研究である。

インドネシア経済回廊計画（MP3EI²）もそのバラ色の未来ばかりが強調され、負の側面の指摘はあまりみられない。BRICsにインドネシアを加えようとする動きがこの数年顕著である。1998年のアジア経済危機後の低迷が嘘のように思われるほど最近のインドネシア経済には活気がある。

インドネシアは、石油、天然ガス、石炭、金、銅、ニッケル、ボーキサイトなどの地下資源が豊富で、木材はいまだに重要な産業であり、アブラヤシは今後さらに成長が期待されている。しかし、植民地時代からスハルトの開発独裁時代を通じて、インドネシアの開発は資源収奪型の開発であった。GMS構想がメコン川流域という多国間の経済回廊構想であるのに対して、MP3EIは群島国家インドネシアを6つの経済回廊に分け、その中で資源、資本、人の有効活用を図ろうとしている点が注目される。

計画によると、2010年時点で世界17位の経済規模（1人当たりのGDP US3,000ドル）を、2025年時点で世界12位の経済規模（1人当たりのGDP 最大US16,000ドル）を達成しようとしている。果たしてそれは可能か。この構想により地域社会は大きな変化を被ると予想されるが、単純にこの構想のプラスの側面のみを期待していいのだろうか。

6つの経済回廊はそれぞれ以下のような分野に特化している。

- ① エネルギー、食糧生産のスマトラ回廊
- ② 工業生産のジャワ回廊
- ③ エネルギー、熱帯材生産のカリマンタン回廊
- ④ 観光開発のバリ、ヌサタンガラ回廊
- ⑤ 漁業と熱帯材のスラウェシ回廊
- ⑥ 漁業と熱帯材のマルク・パプア回廊

こうした各経済回廊の特徴に合わせた資本投下と、関連法規の整備、

インフラ整備、土地と人的資源の活用を目指している。

現時点では、MP3EI 計画が実際に動き出しているのは、スマトラ、ジャワ、カリマンタン経済回廊だけで、他の計画はまだ進展していない。全インドネシアを同時に資本投入していくことは実際には不可能である。また、この計画には外国からの投資が不可欠であるが、それを実現するにはまだまだ障壁が大きい。

例えば、2011年9月、ユドヨノ大統領と会談したトヨタ自動車の豊田章男社長は、インドネシアの資源と経済の可能性に大いなる期待感を表明し、インドネシア事業に今後300億円を投資し、事業の拡大を用意していると表明した。しかし豊田社長は同時に「インドネシアのインフラの不足、特に港湾施設の不備を指摘し、その改善を要求した」。³

こうした企業の要請に応えるためには、インドネシア政府はかなり無理をして土地収用を実現する必要に迫られる。スハルト時代に見られた土地紛争が、このMP3EI構想を実現する過程で再燃する危険性がある。インドネシアの土地紛争の研究者であり、NGO活動家でもあるディアント・バクリアディ氏はその危険性をつとに指摘している。⁴

2 スハルト時代の開発政策

この経済回廊計画の今後を考える場合、インドネシアにおける過去の開発政策と対比しながら検討することが重要である。

私は過去10数年、インドネシアの土地紛争の研究を行ってきた。とくに、西スマトラのミナンカバウ母系制を基礎づけてきた共有地をめぐる土地紛争を集中的に研究してきた。2011年には『インドネシアの土地紛争』を出版した。⁵

私は本書のなかで、インドネシアの土地紛争に二種類あることを指摘した。

一つは、オランダ時代にさかのぼる共有地の利用に淵源する土地紛争である。もう一つは、ジャワにおける土地紛争で、1960年代のランドリフォームに根拠を持つ紛争である。

植民地時代に、石炭などの資源開発と、コーヒー、茶、ゴムなどのプランテーション開発は始まった。開発に供された共有地に永借地権が設定された。永借地権の設定ということは、近代法と同時に、「原住民」（オランダ語でインランデル）社会の慣習法が併存している状況を認め、それに現実的に対応していくという考え方である。いわゆる「法的多元主義」が実現した。

1949年のインドネシアの主権獲得以来、インドネシアの「法的多元主義」をどう解決していくかはインドネシアの独立の在り方を占う重要な問題となった。そうしたなか、1960年、この法的多元主義を解決すべく「土地基本法」が成立した。

1960年の土地基本法によると、まだ継続している永借地権は20年以内に「失効する」と定められていた。ところが、スハルト政権下において、そうした永借地権の設定された土地に事業権が設定され、新たな開発が可能とされ、事実上の国有地に転換されたケースが多い。そのため、民主化の流れの中で、共有地返還運動が活発化した。

1980年代以降顕著になったアブラヤシ開発をめぐる土地紛争もこの類型の一つである。

西スマトラ州では村の共有地を利用する開発が主であり、その利用をめぐる紛争が多発した。問題は開発の是非を全村的に話し合う体制がとられず、一部の住民と開発側との「共謀」により開発が強行され、その利益は反対派住民にはほとんど還元されてこなかった点にある。

カリマンタンなどでは、住民が焼畑の権利を持つ土地にアブラヤシ開発が行われるケースが多い。そうした際、土地を提供した住民は自分が提供した土地の例えば半分が自分のアブラヤシ栽培のための土地になると期待していたが、企業側はそうは考えない。全体で5,000へ

クターの土地が提供された場合、企業は最も条件のいい土地だけを自分たちの農園として利用し、住民にはあまり適地は残らない。また、苗木や肥料代など、意外に経費が掛かることはあまり理解せず、安易に開発に同意し、それがのちの紛争につながった。

スハルト政権下の1967年、森林法が成立。これは全インドネシアの70%を森林として設定し、その開発には何の制限もなく行われると政府は考えた。開発の公共性が全面的に正当性を得たのである。スハルト時代の「開発独裁」とは、軍・警察による暴力で開発を強行し、慣習法に基づく住民の共有地に対する権利をかたくなに否認する体制であった。⁶

3 改革時代

1998年5月、スハルト退陣後始まった改革時代では、インドネシアの民主化は必ずしも地方の民主化、土地紛争の解決につながっていない。それは、民主化＝地方分権ではあるが、地方での汚職の増加や、我田引水的で無秩序な開発が逆に増え、資源の浪費のみならず、環境への負荷、さらに住民への圧迫となって現れている。

インドネシアの民主化、地方分権をめぐる研究では、杉島敬志・中村潔（編）『現代インドネシアの地方社会』NTT出版、2006年、あるいは松井和久（編）『インドネシアの地方分権化』アジア経済研究所、2003年などが特筆される。私の土地紛争の研究では、民主化時代でも地方政府と軍の利権の構図はそう変わっておらず、反対派住民への暴力が減っていないことを明らかにした。

2004年のユドヨノ政権誕生後の経済成長についての研究では、佐藤百合『経済大国インドネシア』中公新書、2011年が光る。佐藤氏は2009年のリーマンショック後のインドネシア経済の好調さを分析し、政治の安定に加え、豊富な資源、人口など成長の要因を備えてい

ることにその強さを見る。そして、経済回廊構想に期待を述べる。汚職は「文化」から「犯罪」へと変わったとまで断定している。

しかしながら、地方からインドネシアを見てきた者からすると、佐藤氏の描くインドネシアの現状分析はあまりにも楽観的すぎる。汚職は犯罪として断罪されるよりも、いまでも大きな病根、あるいは「文化」である。地方分権は民主化に結びつかず、一部の有力者が私腹を肥やす源泉でもある。

経済回廊構想はこうした危惧をさらに推し進めかねない。スマトラ回廊のなかでは北スマトラ州のアブラヤシ開発に注目される。パームオイルへのさらなる需要の拡大とエネルギー（石炭+バイオフェューエル）と食糧生産を中心とするスマトラ回廊計画からの要請は、アブラヤシ農園の拡大に拍車をかける。さらにメダン近郊のセイ・マンケ工業団地建設に伴い、アブラヤシ関連企業が下流産業の集積をこの地で図っている。そのための鉄道建設、あるいは専用港の建設など、資本とインフラの整備が不可欠とされ、住民との関係は今後急速に変化する。

さらに、工業化の進展の著しい大ジャカルタ圏の拡大と高速道路建設に伴う土地紛争、あるいは増大する水ビジネスのために疲弊していく西ジャワ州スカブミ県周辺のコミュニティの問題など、ジャワ経済回廊構想が地域社会に与える影響を懸念される。

ナオミ・クラインの『ショック・ドクトリン』（2007年）など近年新自由主義に関する研究が進んでいる。⁷ 私の研究はアン・ストローラーによるポストコロニアリズム的研究に刺激されてはいる。だが、ストローラーが考察していない改革時代のポストコロニアリズム的側面に注目し、インドネシア経済回廊計画のバラ色の未来がインドネシア社会にもたらす問題について詳細な検討を行うことを通して、この分野の研究の水準を高めることを目指している。

4 北スマトラ回廊

北スマトラ回廊の特徴は、北スマトラ州、リアウ州、ジャンビ州などのアブラヤシ開発の有機的な連携を目指しているが、その分インド洋に面する地域との連携はあまり考慮されていない。

そのなかで、まず、北スマトラ州におけるアブラヤシ開発と経済回廊構想との関連に注目した。私はディアント氏と共同でインドネシア経済回廊計画の調査研究を行うべく、2012年8月北スマトラ州メダンを訪れた。

メダン市に本部を置く国営第III農園⁸の幹部とはすでに2012年8月インタビューを行い、研究への協力を取り付けている。それに基づき、引き続きインタビュー調査を継続する。

彼の発言によると、現在の懸案は、拡大する農園に投資する資本をいかに誘致するかということである。さらに、アサハンからメダンに通じる鉄道をセイ・マンケ工業団地⁹へと延伸する必要があるが、中間駅建設予定地の県が開発に同意しないなど不可解な対応をしている問題がある。

そのほか、2012年メダン市のタマン・ブダヤ Taman Budaya にて、ジャーナリストのダルマンシャ・ルービス Darmansyah Lubis氏とインタビューを行った。その結果、件の土地問題は県知事が開発にへそを曲げていることに原因がありそうだ。

MP3EIにより、セイ・マンケからクアラ・タンジュン Kuala Tanjungまで鉄道を建設したい。しかし、そのためには国営第III農園によって設定されているHGU（開発権）にHGB（Hak Guna Bangnan、建物等の建築権）を加えないといけない。そのためにはBPN（土地局）が動かないとならないが、それには県知事 Bupati の許可がいる。

ところが県知事は理由を説明せずに反対。その理由を察するに、このプロジェクトが動いても県知事には何の「得」にもならない。つま

り、サインをする対価として何らかの役得が彼にもたらされない限り、サインをしないのではないのか、というのである。このブパティの態度に BUMN (Badan Usaha Milik Negara, 国有企業) 大臣は腹を立て、「それではセイ・マンケを候補地として外して、他所に持っていく」とブラフをかけている。この問題は今のところ解決していない。

また、進出した企業が個別の製品積出港を求めているとその整備をいかに行うのかなど、産業の集積に伴う様々な問題が出ている。そのほかに拡大するパーム農園の労働者の問題、あるいは植民地時代の永借地権を主張して国営農園内の一角を「占拠」し続けている農民の処遇など、問題は山積している。

これは移住してきたジャワ人が国営農園内に住んでいて、彼らは立ち退きを拒否しているケースである。彼らは慣習法権を所有している根拠の一つに、農園内の共同墓の存在を挙げている。写真8で分かるように、確かに古そうな墓である。住民の一人は、「こうし古い墓があることで、われわれが昔からここに住んでいたことを主張することに根拠がある」と発言した。

5 その他の問題

つぎにジャワ経済回廊における問題として、ボゴールでの高速道路建設と土地紛争の問題を検討する。これはディアント氏の ARC がコミットしているので紛争の原因と解決法について提言できるだろう。さらに、インドネシアの水ビジネスの集積する西ジャワ州スカブミ県の調査を行う。水ビジネスの調査は西スマトラ州の土地紛争研究のなかでも重要なテーマであり、実際スカブミの事例研究も行っているが、経済回廊計画が出された後の変化を追跡調査することも必要である。

大メコン経済回廊構想とは異なり、インドネシア経済回廊構想では、日本からの資本参加が大きな要因を占めている。すでにジャカルタの

交通インフラ整備に日本の資金が投資されることが決まっている。しかし、土地収用をめぐる土地紛争や日本企業の待遇をめぐる労働争議が多発していて、楽観視できない。

北スマトラでは、日本が過半数を保有していた INALUM (Indonesia Asahan Aluminum) 社のインドネシア国有化をめぐる問題など、従来通りにはいかない様相を呈している局面もあるが、どの程度日本側が関与するのか、またそうした問題に対してどの程度日本は責任を負うべきなのかなどの問題は、日本側研究者として避けて通れない。コトパンジャンダム建設では日本の ODA 融資の是非が問われたが、その轍を踏んではならない。

〔注〕

- ¹ 大メコン経済回廊についての全体的な評価としては、Calla WIEMER, ECONOMIC CORRIDORS FOR THE GREATER MEKONG SUBREGION, EAI Background Brief No. 479, September 2009, 参照。
- ² MP3EI, Masterplan Percepatan dan Perluasan Pembangunan Ekonomi (経済開発の促進と拡大に関する基本計画)
- ³ KOMPAS Selasa, 13 September 2011
- ⁴ ディアント氏は、2011 年成立見込みの「開発及び公益のための土地収用法案」(RUU Pengadaan Tanah untuk Pembangunan) による大規模な土地奪取及びそれに伴う土地紛争発生の可能性について論じた。「新自由主義的搾取のための新たな道 - インドネシアの経済回廊構想について -」2011 年 7 月 9 日、法政大学国際文化学部・JANNI 合同研究会、法政大学市ヶ谷キャンパス、ボアソナー ドタワー 804 教室。なお、この講演の日本語訳は、「インドネシア ニュース レター」77、2011 年 10 月、42-48 ページに掲載されている。
この法案に対する法律家の見解については、Hadiedi Prasaja 18 April 2012, Judicial Review UU No. 2 Tahun 2012 tentang Pengadaan Tanah bagi Pembangunan untuk Kepentingan Umum 参照。http://www.spi.or.id/?p=4966
- ⁵ 拙著、『インドネシアの土地紛争——言挙げする農民たち』創成社新書、2011

年

- ⁶ インドネシアにおける慣習法と近代法の併存——いわゆる法的多元主義——の問題点については以下の文献を参照せよ。

Timothy Lindsey, Square Pegs & Round Holes: Fitting Modern Title into Traditional Societies in Indonesia, *Pacific Rim Law & Policy Journal*, Vol.7, No.3, Pacific Rim Law & Policy Association, 1998, pp 699-719.

Daniel Fitzpatrick, Disputes and Pluralism in Modern Indonesian Land Law, *Yale Journal of International Law*, Vol.22:1, pp 169-208.

- ⁷ 『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』（上下）幾島幸子・村上由見子 訳、岩波書店、2011年

- ⁸ Profil Perusahaan PT. Perkebunan Nusantara III (PERSERA) Tahun 2010 参照。

- ⁹ この工業団地については、Kawasan Industri Sei Mangkei PT Perkebunan Nusantara III(Persero), Sumatera Utara, Indonesia, 2012 参照。



写真1 スマトラ経済回廊、セイマンケ工業特区、北スマトラ州シマルングン県



写真2 アサハンからクアラ・タンジュン港まで延伸される鉄道計画区間、用地は確保されているが、建設許可が県知事の反対で出ていない！



写真3 建設の始まったクアラ・タンジュン港、パーム精油専用積出港



写真4 国営第Ⅲ農園、セイマンケ、アブヤシ搾油工場



写真5 国営第Ⅲ農園、アブヤシ農園



写真6 国営第Ⅲ農園、植え替えられたアブラヤシの若木、もうすぐ収穫が可能となる



写真7 国営アブラヤシ農園内で草をはむ近隣農家の牛



写真8 国営アブラヤシ農園内に墓（キリスト教式）があることを根拠に立ち退きを拒否する農民